

宇都宮のIBC

運送会社向けシステム開発 燃料高騰分を自動計算

サーチャージの理解促す

コンピュータソフト開発・販売のIBC(宇都宮市今泉新町、篠原寛社長)は十六日までに、燃料(軽油)高騰分を加味した特別付加運賃(サーチャージ)を自動計算する「運送業者向けの新システム」を開発した。顧客に対し、燃料コストの急上昇を明確な数字で示すことで、導入が難しいサーチャージへの理解が得られやすくなるなどのメリットがあるという。(早川茂樹)

同システムは、同社動し、運賃契約時の燃料の運送管理システム「トラックキー21」と連単価、車種別の燃費、走行距離などを入力すると、顧客ごとに毎月の燃料高騰分のサーチャージが算出できる。

将来的に全額を請求する前段階として、請求書に運送業者が運賃に転嫁できないで負担しているサーチャージを表示することで、運送業者の現状を説明したり、顧客との折衝で、任意の割引率を設定し、請求したりすることも可能となる。こう

した段階的な「輸送請求書」の形式について同社は近く、意匠登録を申請するという。同社は三十万円の発売価格を見込む新システムを当面、トラック121の納入先に対し、技術料のみの八万八千円で提供。「サーチャージ制導入は、運送業者が一斉に取り組みと、やりやすい」(篠原社長)として、年度内に直販ルートのほか、全国の販売代理店を通じ千四百社への納入を急ぐ。石油情報センターによると、県内の軽油の店頭販売価格は六月時点で百五十二円。一九九八年六月には半額以下の七十四円だった。「顧客との間で十年以上、運賃契約を更改していない中小の運送業者も少なくない」(同社長)といい、軽油価格の高騰は業者の経営を圧迫している。国土交通省は今年三月に「緊急ガイドライン」を発表し、燃料サーチャージ制導入を業界に指導しているが、「運送業者は顧客離れを恐れ、サーチャージ制を導入できない」(同社長)のが実情だ。

請求書(控)

自 2008年08月01日
至 2008年08月30日
(締日未定)

株式会社 IBC 運送
〒320-0244
栃木県宇都宮市今泉新町20番地
Tel:029-880-8801 Fax:029-880-8894
振込先: 宇都宮銀行/本店
普通0000000000
名義人: 株式会社IBC物産

(ご参考までに、燃料高騰による弊社負担のサーチャージ額は 40,000 円です。)

合計	消費税額	今回請求額
545,000	27,000	572,000

IBCの新システムによって、運送業者が運賃に転嫁できず、負担しているサーチャージを表示した請求書の見本(パソコン画面から)